

# 令和7年度医療機器開発事業費補助金 公募要領

## 1 目的

県では、東日本大震災からの復興を促進することを目的として、医療関連産業分野において県内企業等が実施する医療福祉機器の開発や技術の高度化を図る取り組みを支援してまいりました。

本事業では、この取り組みをさらに地域経済の振興につなげるため、新たな医療機器開発・事業化を行う県内中小企業者に対し、補助金を交付します。

## 2 補助対象となる事業

県内中小企業者が、新たな医療機器開発・事業化を行う場合について、当該県内中小企業者に対して、経費の一部を補助します。

## 3 補助対象企業の要件

補助対象企業は、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 福島県内に研究開発拠点、生産拠点を有するものづくり企業であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業であること。
- (3) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれていないこと。

## 4 補助対象経費

以下の表に掲げる経費を補助対象とします。

なお、交付決定日から令和8年2月27日までに支出が完了し、証憑書類の提出ができる、当事業を実施するために真に必要な経費のみを補助対象とします。

経費区分	内 容
1 謝金	補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、企業の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	補助事業を遂行するために必要とした旅費、滞在費及び交通費等であって、旅費規程等により算定された経費
3 事務経費	補助事業を行うために直接必要な以下の経費 (1) 通信・運搬経費 (2) 印刷製本費 (3) 使用料及び賃借料 (4) 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費（実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とする。） (5) 知的財産権の先行調査および権利取得等に関する経費

	(拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く。) (6) 薬事申請等関連経費
4 消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費等
5 機械装置費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置(ソフトウェアを含む)の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
6 外注費	補助事業を実施するために必要な外注や各種試験等に要する経費(ソフトウェアを含む)
7 直接人件費	補助事業に直接従事した福島県内で雇用している者の人件費
8 委託費	補助事業のうち、補助事業者以外の連携機関等が行う研究開発等に必要な経費 ※委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。 委託先において、委託費で購入または発生した財産は、知的財産権を除いて委託者の所有となる。
9 その他	その他知事が認めるもの

注：転用が容易に可能と認められる機械装置（ソフトウェアを含む）等や使用実績の把握が困難なものは、補助対象経費とはならない。

## 5 補助金額

補助金額等は以下のとおりとします。

補助額（上限）	補助率	採択予定件数
5,000千円の範囲内で 知事が定める額	2/3 ※スタートアップ企業（設立から15年以内の法人）又は医療機器開発を行う大学等と連携する場合は3/4。	4件程度

注：連携先がスタートアップ企業の場合には、当該企業の設立年月日が記載された資料を添付してください。

## 6 申請準備から補助金交付までの流れ

### (1) 申請書の提出

補助金を申請する場合は、医療機器開発事業費補助金 交付要綱を確認の上、様式第1号「申請書」を提出してください。申請書の受付期間及び提出先は、「9 申請書の受付」のとおりです。

なお、交付要綱や様式は以下のホームページよりダウンロードしてください。

福島県 ホームページ：

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021c/>

ふくしま医療機器産業推進機構：

<https://fmddsc.jp/>

## (2) 審査会

申請書の書類審査のほか、補助対象企業の方に出席いただく審査会を開催する予定です。なお、当補助事業は、交付先を選定するに当たり、「パートナーシップ構築宣言※」の宣言企業に対する加点措置を設けております。

### ※パートナーシップ構築宣言

企業の業種や大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で、取引先との共存共栄の取組や取引条件のしわ寄せの防止を行うことを代表者の名前で宣言する取組

## (3) 交付決定

審査会により、補助金の交付が適当であると認められるとき、知事は交付決定を行い、その旨を当該補助対象企業宛てに通知します。なお、交付決定に際しては必要な条件を付与する場合があります。なお、採択しない決定がなされた場合、不採択の旨を通知いたします。

## (4) 補助金交付

補助事業者に対し、補助金の交付を行います。なお補助金の支出は原則精算払となります。

## 7 補助事業の遂行

交付決定を受けた内容に基づき、補助事業を行ってください。補助事業者は、事業進捗や、当補助金に係る経費執行状況を責任持って監理してください。

## 8 事業活動の報告

補助事業者は、交付日の属する年度については「事業完了報告書（様式第6号）」及び「事業実績報告書（様式第7号）」を当該年度の2月27日までに提出してください。なお、補助金に係る全ての必要経費の執行状況を、証憑を添えて報告する必要があります。

また、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、「事業化状況報告書（様式第12号）」を提出してください。

## 9 申請書の受付

### (1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月25日（金）17時まで

### (2) 申請方法

申請書等必要な書類を準備し、郵送又は直接持参してください。

ア 封筒に「医療機器開発事業費補助金 申請書在中」と朱書してください。

イ 持参の場合は、平日の9時から17時まで受け付けます。

### 【提出先】

〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田27番8

ふくしま医療機器開発支援センター内 一般財団法人ふくしま医療福祉機器産業推進機構  
(医療機器開発事業費補助金担当)